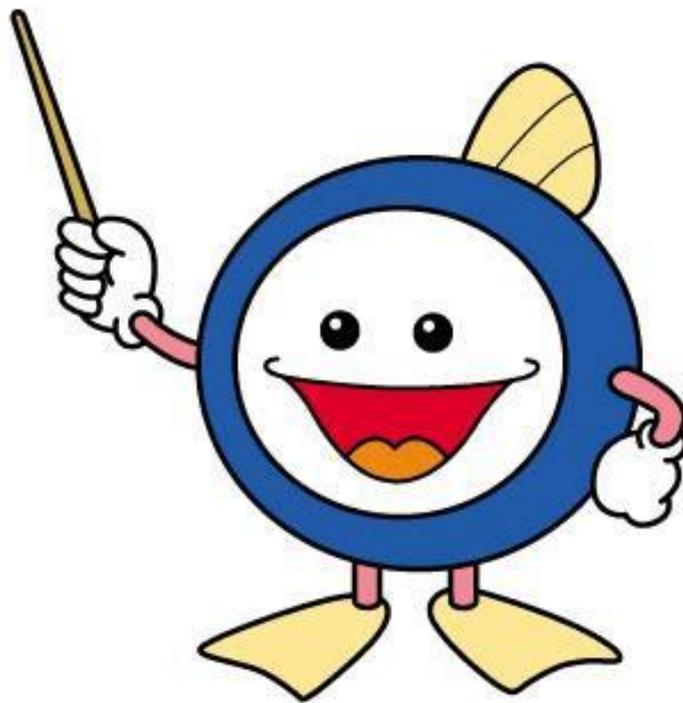


“よくある質問”



蟹江町上下水道部下水道課

令和3年4月時点版

< 目次 >

○ 受益者負担金について (P.1~P.2)

- Q1 受益者負担金とは何ですか？
- Q2 受益者負担金の単価1㎡あたり300円ですが、どのように算出したのですか？
- Q3 受益者負担金はなぜ土地の面積に応じて賦課されるのでしょうか？
- Q4 駐車場は下水道に接続しないのに、なぜ受益者負担金が賦課されるのでしょうか？
- Q5 受益者負担金を支払わなかった場合、どうなるのでしょうか？
- Q6 公共下水道が完備されることは、資産価値が上昇するということですが、資産価値が上昇すれば土地の固定資産税は上昇するのでしょうか？

○ 下水道への接続工事について (P.3~P.4)

- Q1 接続工事には、どのくらいの費用が掛かるのでしょうか？
- Q2 なぜ、接続工事は指定工事店以外では行えないのですか？
- Q3 いつまでに下水道へ接続しなければいけないのでしょうか？
- Q4 下水道に接続して、いらなくなった浄化槽はどうすればいいのですか？
- Q5 下水道への接続工事費を工面するため、町の融資あせんはないのでしょうか？
- Q6 接続促進費補助金制度について教えてください。補助金額はどの時点で決まるのでしょうか？もし検査日が供用開始告示日から1年を越えてしまった場合どうなるのでしょうか？

○ 下水道使用料について (P.5)

- Q1 下水道使用料とは何ですか？
- Q2 下水道使用料はいつの時点から徴収されるのでしょうか？
- Q3 下水道使用料はいくらぐらいですか？
- Q4 雨水を貯留してトイレ排水に使用した場合、下水道使用料は発生するのでしょうか？またその場合の水量カウントはどうするのでしょうか？

○ その他 (P.6)

- Q1 住民が下水道事業に対して、どういう見解をもっているのかアンケートをとって事業を進めてはどうですか？

○ 用語の解説 (P.7~P.8)

受益者負担金について

Q 1 受益者負担金とは何ですか？

A 1 公共施設の中でも、道路や公園などと下水道施設とは性格が違っております。道路や公園などは、みなさんがいつでも自由に利用することができますが、下水道施設は下水道の整備された区域の人たちだけが利用できることとなります。下水道を整備するためには、多くの費用が必要となりますが、これをみなさんの納めた税金だけで賄うとしたら、下水道が整備されていない区域の人たちとの間に著しく不公平な状況が生じます。そこで、税負担の公平性の確保並びに下水道の整備の促進を目的として、下水道整備によって著しい利益を受ける人たちに建設費の一部を負担していただくものが受益者負担金です。なお、受益者負担金の単価は1㎡あたり 300 円です。

Q 2 受益者負担金の単価1㎡あたり300円ですが、どのように算出したのですか？

A 2 受益者負担金の単価決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、全体事業費の5%程度を負担していただき事業費へ充当することとしました。

$$\text{受益者負担金単価 } 300 \text{ 円/㎡} = \text{総事業費(円)} \times 5\% \div \text{総賦課面積(㎡)}$$

Q 3 受益者負担金はなぜ土地の面積に応じて賦課されるのでしょうか？

A 3 受益の程度は、土地の面積に応じて評価でき、家屋と違って建替え等による面積の変動がなく、いかなる事態にも永久不変のものであり、将来にわたって利益を受けることができるなどの点から考えても最も妥当性が高いため、土地の面積を基準にして受益者負担金を賦課するものです。

なお、受益者負担金は、税金のように毎年賦課されるものではなく、一度限りのものです。

Q 4 駐車場は下水道に接続しないのに、なぜ受益者負担金が賦課されるのでしょうか？

A 4 下水道が整備されることにより、土地の資産価値が増加する点では宅地と同様であります。このため、現在は駐車場であっても、将来の宅地化の可能性をもった土地として、受益者負担金の対象とさせていただくものです。

駐車場の他にも、例えば庭や池などの部分は、現在は下水道による直接の恩恵はないかもしれません。賦課の時点で直接下水道は必要としない土地でも、あるいは下水道を使用していない土地であっても、将来、より高度の土地利用は可能ですので、処理区域となった場合には、当該土地についても潜在的には土地価値の上昇はあったと見なすことができます。従って、受益者負担金は庭や池など現実の状況如何にかかわらず、全て同じように賦課されますのでご理解願います。

Q 5 受益者負担金を支払わなかった場合、どうなるのでしょうか？

A 5 納期限までに受益者負担金をお支払いいただけない場合には督促状が送付されます。また、「蟹江町下水道事業受益者負担金条例」に基づき、延滞金が発生します。なお、差し押さえ等の強制執行がなされる場合もありますので、ご注意ください。

Q 6 公共下水道が完備されることは、資産価値が上昇するということですが、資産価値が上昇すれば土地の固定資産税は上昇するのでしょうか？

A 6 固定資産税の根拠となる土地の税額は、道路に路線価というものを付設して各土地の評価額を算定しております。公共下水道が完備されれば環境条件が良くなったということで公共下水道が完備されていない道路に比べて路線価は少し上昇します。しかし、道路に付設される路線価は環境条件だけで決めるわけではなく、地価の変動などが大きく作用します。従いまして、一概に公共下水道が完備されたから土地の税金が大きく上昇するものではありません。

下水道への接続工事について

Q 1 接続工事には、どのくらいの費用が掛かるのでしょうか？

A 1 工事費用については、敷地の大きさ、建物や水周りの位置関係、工事を行う条件などにより一軒一軒大きく違うため、一概にいくらぐらいということとは言えません。「排水設備指定工事店」に見積を依頼して確認していただくことになります。

Q 2 なぜ、接続工事は指定工事店以外では行えないのですか？

A 2 排水設備の工事は、一定の技術基準で正しく行われないと下水道管が詰ったり、処理施設の機能に悪い影響を与えるなど、故障の原因になり、利用者の生活にも支障を来すことになります。このため、町では工事に必要な専門知識と技術をもった有資格者のいる工事店を「指定工事店」に指定し、指定工事店以外の業者が排水設備の工事を行うことを規制していますので、町の指定を受けている工事店に依頼してください。

Q 3 いつまでに下水道へ接続しなければいけないのでしょうか？

A 3 下水道が使用可能となった区域については、町が公示し、区域内の対象者へお知らせします。くみ取り便所を設置されている方は、この公示後3年以内に水洗化することが義務付けられています。

また下水道法第10条第1項によれば、浄化槽を設置されている方は、公共下水道の供用が開始されたときは、排水区域の土地の所有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならないとしています。この「遅滞なく」とは、事情の許す限り最も速やかにということ、町では1年以内に接続していただくようお願いします。

Q 4 下水道に接続して、いらなくなった浄化槽はどうすればいいのですか？

A 4 いらなくなった浄化槽は、残った汚泥を汲み取り、洗浄したあと、次のいずれかの方法で処分するのが一般的です。なお、工事をご本人の負担で行っていただくことになります。

- ① すべて掘り出して撤去
- ② 雨水貯留槽として再利用（雨水を貯めて散水などに利用）
- ③ 撤去が困難な場合、中を洗浄して、土を入れて埋める（ただし建替え時など撤去が可能となった場合、撤去してください）

Q 5 下水道への接続工事費を工面するため、町の融資あっせんはないのでしょうか？

A 5 水洗便所への改造や浄化槽からの切り替え工事をするには多額の工事費がかかります。この工事費を工面するため、「融資あっせん及び利子補給」を行っている地方自治体もあります。これは金融機関にあっせんする条件を満たす方に対して、下水道への切り替え工事費を対象に、各自治体が金融機関へ融資あっせんを行い、利子は各自治体が負担するという制度であります。

そこで他市町の融資実績を確認したところ、申し込み件数に対して、金融機関の審査をパスして実際に融資できた件数はわずかであること。また、町内金融機関と相談いたしました。この制度に賛同してもらえる金融機関がわずかであるなどの状況から、貸付金等の助成制度は採用しませんでした。金融機関においては色々な貸付制度があると聞いていますので、詳しくは金融機関へご相談ください。なお、蟹江町独自の補助金制度がありますので活用して下さい。

Q 6 接続促進費補助金制度について教えてください。補助金額はどの時点で決まるのでしょうか？もし検査日が供用開始告示日から1年を越えてしまった場合どうなるのでしょうか？

また工事着手時に補助金を受け取ることはできませんか？

A 6 補助金額は町の完了検査に合格した日で確定しますので、補助金を工事開始時点でお支払いすることはできません。

また3月末は完了検査が大変混み合うことが予想されますので、計画的に工事を依頼していただくようお願いいたします。

下水道使用料について

Q 1 下水道使用料とは何ですか？

A 1 排水設備工事が完了し、下水道を使用するようになりますと、流された汚水の量（排水量）に応じて、下水道使用料を納めていただくことになります。

下水道使用料は、汚水をきれいにするための処理費用や下水道施設の清掃、修繕など、みなさんが長期的に安心して下水道を使用するための維持管理経費などに充てられます。

Q 2 下水道使用料はいつの時点から徴収されるのでしょうか？

Q 2 下水道使用料は水道メーターの使用量に応じて料金を納めていただきます。基本的に2ヶ月ごとの納付となります。

水道メーターの検針は当町においては、偶数月の中旬に行っていますが、排水設備工事が完了した後、初めての検針分の使用料金は基本料金のみで、2回目の検針分から正規料金をいただくこととなります。

Q 3 下水道使用料はいくらぐらいですか？

A 3 基本使用料として1ヶ月につき10 m³までで1,100円（税抜き）。10 m³を超えると、流した下水の量に応じて、1 m³あたり150円～240円の超過料金が加算されます。

なお、標準家庭の水道使用量2ヶ月で50 m³（1ヶ月25 m³）使用した場合、蟹江町の上水道料金が8,030円（税込み）、下水道料金が7,700円（税込み）となり、上水道料金よりやや安価となっています。

Q 4 雨水を貯留してトイレ排水に使用した場合、下水道使用料は発生するのでしょうか？またその場合の水量カウントはどうするのでしょうか？

A 4 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、その使用水量の合計とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する（条例第18条第4項第3号）としており、条例施行規則第12条第2項第1号により、「専用住宅における使用水量については、水道の使用水量にその世帯の世帯人数1人につき1使用月3立方メートルを加算した量とする。」としています。また第5項では、「水道の使用水量以外に公共下水道に排除する汚水の量を明確に測定できると認められる量水器が設置してあるときは、その使用水量とする。」としています。

その他

Q 1 住民が下水道事業に対して、どういう見解をもっているのかアンケートをとって事業を進めてはどうですか？

A 1 当町の下水道事業は、4市2町の「日光川下流流域下水道」がまとまったことによりようやく事業着手に至りました。

この流域下水道方式の採用に至るまでには、上位計画の策定、都市計画決定、都市計画事業認可と下水道事業計画認可の取得の後ようやく事業化に至ったものです。その間、公聴会等による住民の意見反映、町の審議会や広告及び案の縦覧などのプロセスを経て決定しています。

今後も当町の下水道事業にご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

用語の解説（あいうえお順）

【 汚水 】 おすい

一般家庭、事務所、事業所、工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雑排水」と区分して、し尿を含んだ排水を「汚水」といいます。

【 下水道 】 げすいどう

下水を排除するために設ける、管きょ、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（浄化槽を除く）又はこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体をいいます。

【 公共汚水ます 】 こうきょうおすい

宅地内などからの汚水を、公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に設けられ公共下水道管理者が設置し、管理するものをいいます。

【 公共下水道 】 こうきょうげすいどう

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道をいいます。

【 雑排水 】 ざっぱいすい

台所や浴室などから排出される、し尿排水以外の家庭排水。

【 指定工事店制度 】 していこうじてんせいど

排水設備の設置に際し、構造等の技術上の基準を確保するために地方公共団体が条例によって排水設備に関する工事の設計及び施工を行う工事店を指定する制度をいい、この工事店には、一定の資格を有する責任技術者が専属していなければならないとされています。

【 都市計画決定 】 としけいかくけつてい

都市計画法の規定により、下水道施設の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定めること。

【 排水 】 はいすい

不用となり、施設の外に排出する水をいいます。ただし、屋内排水設備では、「雨水」と区分して建物内で生じるし尿を含む排水及び雑排水などを「排水」といいます。

【 排水設備 】 はいすいせつび

排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物又は敷地内などの排水管きよ及び付帯設備の総称をいいます。

【 賦課 】 ふか

租税などを割りあてて負担させること。

※租税（国家または地方公共団体が、その必要な経費を支弁するために、法律に基づき国民・住民から強制的に徴収する収入。）

【 路線価 】 ろせんか

主要道路（路線）に面した土地に対する国税庁の評価価格。相続税・贈与税の課税基準となる。